

長崎県受託生訓練実施要綱

平成28年11月10日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、職業能力の開発及びその普及促進を図るため、県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）が、事業主から指示を受けた者（以下「受託生」という。）を対象に、基礎的な技能に関する訓練（以下「受託生訓練」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 受託生訓練は専門校が実施するものとする。

(申請者)

第3条 申請者は県内に事業所を持つ中小企業の事業主で、その事業所に勤務または勤務予定の者の受講を目的とするものとする。

2 中小企業とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の企業並びに常時使用する従業員の数が300人以下の企業及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

(2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の企業並びに常時使用する従業員の数が100人以下の企業及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

(3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の企業並びに常時使用する従業員の数が100人以下の企業及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。

(4) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の企業並びに常時使用する従業員の数が50人以下の企業及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

(受託生)

第4条 受託生は、事業主に雇用されている者及び雇用予定の者で、訓練期間中事業主との間に雇用契約が結ばれている者でなければならない。

(募集及び応募)

第5条 専門校の長は、一般選考試験の終了後、各訓練科の欠員状況等により一般の入校希望者だけでは欠員が生じることが見込まれると判断した場合、追加選考試験第1回以降で必要に応じて募集するものとする。

2 応募する際は、事業主は「長崎県立高等技術専門校募集要項」に定めた応募書類を取りまとめ、専門校へ提出し、受託生に入校選考試験を受験させるものとする。

(合否)

第6条 前条の試験を受験した受託生の合否判定については、一般の受験者と同様に取り扱うものとする。

(受託生訓練の申込)

第7条 前条により合格し入校を確定したときは、事業主は本人の入校確約書と共に遅滞なく「受託生訓練委託申請書」(様式第1号)を専門校の長に提出するものとする。

(受託生訓練の決定)

第8条 専門校の長は、「受託生訓練委託申請書」(様式第1号)を受理したときは、当該申請者に「受託生訓練受託決定通知書」(様式第2号)により通知し、その写しを雇用労働政策課長に提出するものとする。

(受託生訓練実施契約の締結)

第9条 専門校の長と「受託生訓練受託決定通知書」(様式第2号)を受理した事業主は、「受託生訓練実施契約書」(様式第3号)を作成し、受託生訓練実施契約を締結するものとする。

(訓練の方法)

第10条 受託生訓練は、専門校が実施する当該訓練科の定めたカリキュラムすべてを一般の訓練生と同様に履修するものとする。

(受講料等)

第11条 受託生訓練の受講料は無料とする。

2 入校経費については、事業主の負担とする。なお、入校経費とは、訓練科における作業服、教科書、資格取得費用等に係る費用とし、訓練科で定められた金額とする。

3 入校経費の残金については、修了時に事業主へ返還するものとする。

(修了証書)

第12条 専門校の長は、当該専門校において長崎県立職業能力開発校規則別表に定める職業訓練を修了したと認められる受託生に対し、職業能力開発促進法第22条の規定による修了証書を交付するものとする。

(災害)

第13条 訓練時間中及び登下校中の受託生の災害に対する治療費等は、事業主が負担するものとする。

(損害賠償)

第14条 事業主は、受託生の故意又は重大な過失によって専門校に損害を与えたとき、

その損害に相当する金額を損害賠償として専門校の長に支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 専門校の長は、事業主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除し受託生訓練を中止することができるものとする。

- (1) 「受託生訓練実施契約書」に違反したとき。
- (2) 下記により訓練を実施することが困難であると専門校の長が認めたとき。
 - ア 成績不良で技能習得の見込みがないとき。
 - イ 正当な理由がなく所定の履修時間数の2割以上欠席したとき。
 - ウ 専門校の秩序を乱し、訓練生として適当でないとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、受託生訓練の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成28年11月11日から施行する。